

## 第8回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年11月 5日（火） 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 10名
欠席者	委員 2名
傍聴者	1名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 前回委員会における保留事項等の整理について 3 条例案の検討について 4 その他 5 閉会

### 議事の概要

#### ●前回委員会における保留事項等の整理について

##### ①前委員会委員に対する確定した条例案の説明について

- ・条例の確定後、速やかに前委員会員に対して、当該変更の内容及び理由の説明を行う必要があると考える。
- ・方法は文書により行う。
- ・意見が寄せられた場合には、適切に対応する。

##### ②パブリックコメントの実施とシンポジウムの開催順序について

- ・シンポジウムを先に行うことが望ましいと考えるが、条例案の完成時期、シンポジウムの開催に係る広報や準備等を考え合わせると、パブリックコメントの実施期間中のなるべく早い時期にシンポジウムを開催せざるを得ない状況であるとする。

##### ③“出前説明会”の開催について

- ・各種団体からの要請があれば、可能な限りにおいて対応していきたい。
- ・対応可能な時期（期間）については、概ね来年1月中を想定している。
- ・周知については、各団体を所管する各部署において、当該各種団体等の会議の際に周知してもらうことを想定している。

##### ④スケジュール工程表・改（案）について

- ・整理事項を踏まえ、工程表の追加を行った。

## ⑤前文について

- ・前回までの議論を踏まえて修正案を作成した。
- ・第1段落目の「近年」の使い方が妥当かどうか。「1970年代以降」や「人口増加率が日本一・・・」などを明記してはどうか。
- ・冒頭部分の構成としては、「由来」→「特徴」→「まちづくり基本条例に至る歴史」のほうがいいのではないか。
- ・冒頭部分（第1、第2段落）を修正する。
- ・第3段落目の「着実に実施・・・」の「着実に」を削除する。
- ・「財政早期健全化団体」を「財政健全化団体」に修正する。

## ⑥「町民」の定義について

- ・前回までの議論を踏まえて修正案を作成した。
- ・町民の定義については、この範囲内でいいと思う。
- ・事業活動その他の活動については、事業活動は営利活動で、その他の活動は非営利活動であると思う。解説できちんと記載しておくといいのではないか。
- ・「町民」、「選挙権を有する町民」、「居住者町民」とそれぞれ標記しているが、「町民」に戻しても支障がないかチェックをした。

<チェック事項>

- 議会・・・すべて説明責任を非居住者町民にまでしなくてはならないのかということをごどのように説明するのかという処理が必要だと思う。
- 個別外部監査・・・制度的にどうかという気がするが、「別に定める」という委任規定を入れれば、問題はないと思う。
- 情報公開・・・情報公開条例の中で少し精査する必要がある。ただ、基本原則はすべての方に公開するべきであると思う。
- ・「町」については、執行機関のみを指すところが多数あり、今の定義から見ると「町は」というのは間違いではないか。その部分については、「町長及び執行機関」、「町長」というように限定すべきであると考えます。
- ・一つ一つの条文に即して、そこでその文言が適切かどうか判断してはどうか。

### 《結論》

- ・町民の表記については、すべて「町民」に戻すこととする。
- ・「町」については、条文の見直し作業のときに適切なものに変えていく。

## ●条例案の検討について（条文の見直し）

《第3条 基本原則》 変更なし

《第4条 最高規範性》 変更なし

- ・議会基本条例との関係について、解説に入れる必要があるのではないか。

《第5条 まちづくり参画の権利》 変更なし

《第6条 未成年のまちづくり参画の権利》 変更なし

《第7条 まちづくり参画における町民の責務》 変更なし

- ・見出しの「町民の責務」であるが、仕事のイメージがありこの中身であれば、「責任」の方がいいのではないか。
- ・「役割」という言葉もある。
- ・「まちづくりに参画する権利を有するとともに、まちづくりに務める義務がある」といったものを宣言という意味で条文にしてはどうか。
- ・原案どおりでいいのではないか。まちづくりに参画する権利を有するとともに参画行動に伴う義務が生まれるという構造である。権利と義務は常に表裏体のものである。

## ●その他

- ・議会全委員協議会において「上牧町まちづくり基本条例逐条解説」を素案として示させていただきたい。
- ・行政としては、上程する際にスムーズに進められるよう、事前に示していただけることはありがたいことである。
- ・条例については、素案の段階であるということを前提に、議会での勉強用の資料として使用してもらおうこととする。